



福岡医発第455号(地)

平成24年 5月12日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

医療法人について(附帯業務の拡大、特別医療法人に係る経過措置の終了)

医療法人の附帯業務につきましては、医療法第42条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日付け医政発第0330053号)の別表にとりまとめられております。

今般、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の一部が平成24年4月1日に施行され、また、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の一部についても、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部が下記のとおり改正され、本年4月1日から適用されました。

なお、新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要となります。

また、特別医療法人は、医療法改正(平成19年4月1日)により廃止され、収益業務等の経過措置が講じられてきましたが、平成24年3月31日をもって当該措置が終了したため、関係通知の改廃が行われております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

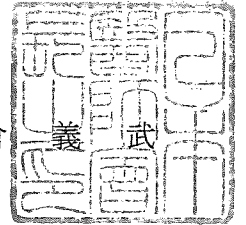
○改正の内容

- 1 「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」
 - (1) 障害種別ごとに分かれた施設体系について、入所・通所の利用形態の別により一元化され、それぞれ「障害児入所施設」、「障害児通所支援事業」とされたこと、「障害児相談支援事業」が創設されたこと。
 - (2) 従来の相談支援事業について、「一般相談支援事業」、「特定相談支援事業」として相談支援の充実が図られたこと。
- 2 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」
 - (1) 訪問介護と訪問看護が一体的、又は密接に連携しながら24時間対応の定期巡回型訪問を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、小規模多機能型居宅介護と訪問看護が組み合わさった「複合型サービス」が創設されたこと。
 - (2) 地域支援事業として、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行う「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設、居宅サービスを行った者等に対して行う質問等について、都道府県知事が指定する法人に当該事務を委託する「都道府県事務受託法人」が創設されたこと。
- 3 その他
 - (1) 「介護保険法」第27条第2項及び第32条第2項の規定に基づく要介護認定等調査事務について、都道府県知事が指定する法人に当該事務を委託する「市町村事務受託法人」を追加すること。
 - (2) 「障害者自立支援法」附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」附則第3条に規定する適合高齢者専用賃貸住宅を削除すること。

日医発第 88 号 (地 I 17)
平成 24 年 4 月 24 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武



医療法人について (附帯業務の拡大、特別医療法人に係る経過措置の終了)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に医療法人に関する通知が二件発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

第一に、医療法人の附帯業務の拡大につきましては、まず、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正するものであります。

また、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「指定市町村事務受託法人の受託事務」及び「指定都道府県事務受託法人の受託事務」が追加されております。

その他、適合高齢者専用賃貸住宅につきましては、経過措置の終了に伴い、削除されています (平成 23 年 11 月 8 日付日医発第 755 号 (地 I 177) の文書により貴会に關係通知を送付済み)。

なお、新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要となります。

第二に、特別医療法人は、医療法改正 (平成 19 年 4 月 1 日) により廃止され、収益業務等の経過措置が講じられてきました (平成 19 年 4 月 12 日付日医発第 40 号 (地 I 10) の文書により關係通知を貴会に送付済み) が、平成 24 年 3 月 31 日をもって当該措置が終了したため、關係通知の改廃が行われております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下關係医療法人等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

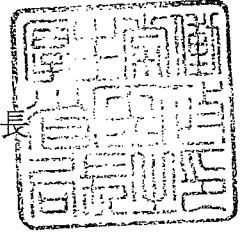


医政発0330第25号

平成24年3月30日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生（支）局長宛てに通知を発出いたしましたので、御了知願います。



医政発 0330 第 24 号
平成 24 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 地 方 厚 生 (支) 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の拡大について

医療法人の附帯業務については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 42 条の規定により、医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の定めるところにより、同条各号に掲げる業務の全部又は一部を行うことができることとされ、医療法人の附帯業務の具体的な内容については、「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330053 号。以下「通知」という。）の別表に取りまとめられているところである。

今般、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）」の一部が平成 24 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 179 号）が本年 3 月 28 日に告示され、同年 4 月 1 日から適用することとされた。

また、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」の一部についても平成 24 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成 24 年厚生労働省告示第 103 号）が本年 3 月 13 日に告示され、同年 4 月 1 日から適用することとされた。

一方、「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律等」の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成

23年厚生労働省令第131号)」附則第3条に規定する適合高齢者専用賃貸住宅にあつては、経過措置が終了し平成24年3月31日をもって廃止となる。

これらの法律改正等に伴い、通知の別表の一部を改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方をお願いします。

記

第1 改正の内容

1 「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」

(1) 障害種別ごとに分かれた施設体系について、入所・通所の利用形態の別により一元化され、それぞれ「障害児入所施設」、「障害児通所支援事業」とされたこと、「障害児相談支援事業」が創設されたこと。（児童福祉法の一部改正関係）

(2) 従来の相談支援事業について、「一般相談支援事業」、「特定相談支援事業」として相談支援の充実が図られたこと。（障害者自立支援法の一部改正関係）

2 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」

(1) 訪問介護と訪問看護が一体的、又は密接に連携しながら24時間対応の定期巡回型訪問を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、小規模多機能型居宅介護と訪問看護が組み合わさった「複合型サービス」が創設されたこと。（老人福祉法及び介護保険法の一部改正関係）

(2) 地域支援事業として、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行う「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設、居宅サービスを行った者等に対して行う質問等について、都道府県知事が指定する法人に当該事務を委託する「都道府県事務受託法人」が創設されたこと。（介護保険法の一部改正関係）

3 その他

(1) 「介護保険法（平成9年法律第123号）」第27条第2項及び第32条第2項の規定に基づく要介護認定等調査事務について、都道府県知事が指定する法人に当該事務を委託する「市町村事務受託法人」を附帯業務の対象とするよう要望があったことを踏まえ、追加すること。

(2) 「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成23年厚生労働省令第131号）」附則第3条に規定

する適合高齢者専用賃貸住宅を削除すること。

第2 留意事項

新たに追加された業務を医療法人が行う場合にあっては、定款等の変更が必要であるが、定款等の変更を申請する際には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項に規定する書類を申請書に添付すること。

なお、各個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が遅れることはやむを得ないこと。

(別添)

○「医療法人の附帯業務について」(平成19年3月30日医政発第0330053号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(別表) 第6号 保健衛生に関する業務 ①～⑦ (略) ⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、<u>介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス(小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。)</u>又は障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、<u>一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。</u> ア～ウ (略) ⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、<u>地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。</u> ⑩～⑫ (略) (削除)	(別表) 第6号 保健衛生に関する業務 ①～⑦ (略) ⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は<u>介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター又は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。</u> ア～ウ (略) ⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、<u>地域支援事業及び保健福祉事業のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。</u> ⑩～⑫ (略) ⑬ <u>高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成23年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。)</u>附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされている改正省令による改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置

改正後	改正前
⑬ ～⑰ (略) 第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施 ※ 平成10年2月9日厚生省告示第15号及び本通知の別添を参照すること。 ※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項第2号の認定こども園(ただし、保育所型のみ。)の運営は、上記告示の第1項第2号ロに包括されること。	⑭ ～⑳ (略) 第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施 ※ 平成19年3月30日厚生労働省告示第93号及び本通知の別添を参照すること。 ※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項第2号の認定こども園(ただし、保育所型のみ。)の運営は、上記告示の第1に包括されること。

改正後

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

(別添)

「医療法人」欄の説明……「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象。

「区分」欄の説明……「(未定)」とは未定業務、「(告知)」とは平成10年厚生省告示第15号、「(医療)」とは保健衛生に関する業務、「(医療)」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設				
		更生施設				
		生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の援助を行うことを目的とする施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助群		●	告示	
	児童福祉法	乳児院		●	告示	
		母子生活支援施設		●	告示	
		児童養護施設		●	告示	
		障害児入所施設		●	告示	
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	※1. 児童福祉法上の保護を受けること。
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	※2. 定数等の変更手続は、原則として協議府県の協定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定数等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定数等の変更認可目が見られることはやむを得ないこと。
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
		情緒障害児短期治療施設		●	告示	
		児童自立支援施設		●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム				
		特別養護老人ホーム	施設サービス			介護福祉施設サービス
		経費老人ホーム(注)		○	告示	(注)ケアハウスのみ
	障害者自立支援法	障害者支援施設		●	告示	
	児童福祉法	婦人保護施設		●	告示	
		療養施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である療養施設を除く。
		生計困難者に対して無料又は低額で資金を融通する事業		●	告示	協議府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を踏む事業
		生計困難者に対する金銭等供与		○	告示	
		生計困難者に対する生活相談		○	告示	
	児童福祉法	障害児通所支援事業		○	告示	
		障害児相談支援事業		○	告示	
		児童自立生活援助事業		○	告示	
		放課後児童健全育成事業		○	告示	
		子育て短期支援事業		○	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業		○	告示	
		養育支援訪問事業		○	告示	
		地域子育て支援拠点事業		○	告示	
		一時預かり事業		○	告示	
		小規模住居型児童養育事業		○	告示	

改正前

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

(別添)

「医療法人」欄の説明……「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象。

「区分」欄の説明……「(未定)」とは未定業務、「(告知)」とは平成10年厚生省告示第15号、「(医療)」とは保健衛生に関する業務、「(医療)」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等	医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設				
		更生施設				
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の援助を行うことを目的とする施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助群		●	告示	
	児童福祉法	乳児院		●	告示	
		母子生活支援施設		●	告示	
		児童養護施設		●	告示	
		知的障害児施設		●	告示	※1. 施設ごとに児童福祉法上の保護を受けること。
		知的障害児通所施設		●	告示	
		盲ろうあ児施設		●	告示	
		肢体不自由児施設		●	告示	
		重症心身障害児施設		●	告示	※2. 定数等の変更手続は、原則として協議府県の協定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定数等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定数等の変更認可目が見られることはやむを得ないこと。
		情緒障害児短期治療施設		●	告示	
		児童自立支援施設		●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム				
		特別養護老人ホーム	施設サービス			介護福祉施設サービス
		経費老人ホーム(注)		○	告示	(注)ケアハウスのみ
	障害者自立支援法	障害者支援施設		●	告示	
	児童福祉法	婦人保護施設		●	告示	
		療養施設		●	告示	生活保護法上の保護施設である療養施設を除く。
		生計困難者に対して無料又は低額で資金を融通する事業		●	告示	協議府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を踏む事業
		生計困難者に対する金銭等供与		○	告示	
		生計困難者に対する生活相談		○	告示	
	児童福祉法	児童自立生活援助事業		○	告示	
		放課後児童健全育成事業		○	告示	
		子育て短期支援事業		○	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業		○	告示	
		養育支援訪問事業		○	告示	
		地域子育て支援拠点事業		○	告示	
		一時預かり事業		○	告示	
		小規模住居型児童養育事業		○	告示	

改正後

第二種社会福祉事業	母子及び若年福祉施設	助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター			○	告示	
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	
	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示	
		高齢日常生活支援事業			○	告示	母子及び若年福祉施設の母子家庭等日常生活支援事業を併当業務として行っている場合に限る。
		母子福祉施設			○	告示	
	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護		○	告示	例3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業等としての指定。又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。
		地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○	告示	
			夜間対応型訪問介護		○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護		○	告示	
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護		○	告示	例3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業等としての指定。又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。
		地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護		○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護		○	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護		○	告示	
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護		○	告示	例4. 事業等としての指定を受け、既に所管業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合に定款等の変更は不要であること。
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護		○	告示	
	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護		○	告示	例5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定。又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（要員手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に依り、定款等の変更認可日が保たれることとはやむを得ないこと。
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護		○	告示	
	認知症対応型老人共同生活介護事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護		○	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護		○	告示	
	総合型サービス提供事業	地域密着型サービス事業	総合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問介護の併設事業）		○	告示	
	老人デイサービスセンター				○	告示	
	老人短期入所施設				○	告示	
	老人福祉センター				○	告示	
	老人介護支援センター				○	告示	
障害者自立支援施設	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は別2参照
		一般相談支援事業			○	告示	
	特定相談支援事業	特定相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は別2参照
		移動支援事業			○	告示	
	地域活動支援センター				○	告示	
	福祉ホーム				○	告示	
	身体障害者生活訓練等事業				○	告示	
	手話通訳事業				○	告示	
	介助犬訓練事業				○	告示	
	聴導犬訓練事業				○	告示	

改正前

第二種社会福祉事業	母子及び若年福祉施設	助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター			○	告示	
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	
	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示	
		高齢日常生活支援事業			○	告示	母子及び若年福祉施設の母子家庭等日常生活支援事業を併当業務として行っている場合に限る。
		母子福祉施設			○	告示	
	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護		○	告示	例3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業等としての指定。又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。
		地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護		○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護		○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護		○	告示	
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護		○	告示	例3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業等としての指定。又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。
		地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護		○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護		○	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護		○	告示	
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護		○	告示	例4. 事業等としての指定を受け、既に所管業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合に定款等の変更は不要であること。
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護		○	告示	
	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護		○	告示	例5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定。又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（要員手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に依り、定款等の変更認可日が保たれることとはやむを得ないこと。
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護		○	告示	
	認知症対応型老人共同生活介護事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護		○	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護		○	告示	
	老人デイサービスセンター				○	告示	
	老人短期入所施設				○	告示	
	老人福祉センター				○	告示	
	老人介護支援センター				○	告示	
障害者自立支援施設	障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は別2参照
		相談支援事業			○	告示	
	特定相談支援事業	特定相談支援事業			○	告示	※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は別2参照
		移動支援事業			○	告示	
	地域活動支援センター				○	告示	
	福祉ホーム				○	告示	
	身体障害者生活訓練等事業				○	告示	
	手話通訳事業				○	告示	
	介助犬訓練事業				○	告示	
	聴導犬訓練事業				○	告示	

改正後

身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター		○	告示	
	補装具製作施設		○	告示	
	盲導犬訓練施設		○	告示	
	視覚障害者情報提供施設		○	告示	
	身体障害者の更生相談事業		○	告示	
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業	○	告示	
	〔創設〕	〔創設〕	〔創設〕	〔創設〕	〔創設〕
	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示	
	生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
	生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
社会福祉法	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
	隔保事業		○	告示	
	福祉サービス利用援助事業		○	告示	
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法	区 分	備 考	
社会福祉法		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。	
			訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
			訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			訪問リハビリテーション			
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健		
			居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)			
			通所リハビリテーション	本来		
			短期入所療養介護			
			特定施設入居者生活介護(注)	保健		
			福祉用具貸与	保健		
		特定福祉用具販売	保健			
		居宅介護支援事業				保健
		介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健		
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)			
			介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来		
			介護予防訪問リハビリテーション			
			介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健		
			介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)			
			介護予防通所リハビリテーション	本来		
			介護予防短期入所療養介護			
			介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健		

改正前

身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター		○	告示	
	補装具製作施設		○	告示	
	盲導犬訓練施設		○	告示	
	視覚障害者情報提供施設		○	告示	
	身体障害者の更生相談事業		○	告示	
	知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業	○	告示	
	障害者自立支援法（創設）	前項により、従前の項により運営で受入となつた福祉障害者社会福祉施設	○	告示	（注）障害者自立支援法（創設）により、従前の項により運営で受入となつた福祉障害者社会福祉施設は、従前の項により運営で受入となつた福祉障害者社会福祉施設として扱われる。
	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付		○	告示	
	生計困難者のための無料・低額宿泊所等		○	告示	
	生計困難者のための無料・低額診療		○	本来	
社会福祉法	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設		○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
	隔保事業		○	告示	
	福祉サービス利用援助事業		○	告示	
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成		○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明…「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法		区 分	備 考
社会福祉法 外 来 医 療 施設		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健		
			訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）	本来		
			訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来		
			訪問リハビリテーション	保健		
			居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	本来		
		居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）	本来			
		通所リハビリテーション	保健			
		短期入所療養介護	保健			
		特定施設入居者生活介護（注）	保健			
		福祉用具貸与	保健			
		特定福祉用具販売	保健			
居宅介護支援事業		保健				
介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健				
	介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）	本来				
	介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来				
	介護予防訪問リハビリテーション	保健				
	介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションに限る。）	本来				
介護予防居宅療養管理指導（訪問看護ステーションを除く。）	本来					
介護予防通所リハビリテーション	保健					
介護予防短期入所療養介護	保健					
介護予防特定施設入居者生活介護（注）	保健					

(参考1)

【 改 正 後 全 文 】

医政発第0330053号

平成19年3月30日

最終改正 医政発0330第24号

平成24年3月30日

各 都 道 府 県 知 事
各 地 方 厚 生 局 長

} 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第93号)が本年3月30日に告示され、同年4月1日から適用することとされたところである。

本改正により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第42条各号の医療法人が行うことができる附帯業務のうち、社会福祉事業の実施(第7号)及び有料老人ホームの設置(第8号)については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

また、医療法人が行うことができる附帯業務を別表のとおり取りまとめたので、附帯業務の実施に関し関係主管部局及び各市町村等との連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、医療法人の附帯業務に係る既往通知(別記)については、本通知で包括したため廃止する。

記

第1 改正の趣旨

医療サービスと福祉・住居サービスの融合により、地域における医療の重要な担い手である医療法人が必要なケアを切れ目なく提供できるよう、法第42条第7号に基

づき医療法人が行うことができる社会福祉事業の範囲について必要な見直しを行うとともに、法第42条第8号に規定する老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく有料老人ホームの設置を追加するものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、次に掲げる業務を追加することとし、本年4月1日より実施することができるものとしたこと。

なお、従前「保健衛生に関する業務」（法第42条第6号）として行われてきたケアハウスに関しては、今後は法第42条第7号に基づき行われるものであること。

(1) 法第42条第7号関係

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項中の以下各号に規定する第1種社会福祉事業のうち次に掲げるもの。

ただし、当該附帯業務（（ウ）を除く。）を行うことができるものは社会医療法人に限る。

(ア) 第1号

- ・生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設である宿所提供施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

(イ) 第2号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係）

- ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

(ウ) 第3号（老人福祉法（昭和38年法律第133号）関係）

- ・ケアハウス

(エ) 第3号の2（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）関係）

- ・障害者支援施設を経営する事業

(オ) 第6号（売春防止法（昭和31年法律第118号）関係）

- ・婦人保護施設を経営する事業

(カ) 第7号

- ・授産施設（生活保護法に規定する保護施設である授産施設を除く。）を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

- ② 社会福祉法第2条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業のうち次に掲げるもの

(ア) 第1号

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

(イ) 第2号（児童福祉法関係）

- ・児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・助産施設又は児童厚生施設を経営する事業
- ・児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

(ウ) 第3号（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）関係）

- ・母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び母子福祉施設を経営する事業

(エ) 第4号（老人福祉法関係）

- ・老人福祉センターを経営する事業

(オ) 第5号（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）関係）

- ・身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
- ・身体障害者の更生相談に応ずる事業

(カ) 第6号（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）関係）

- ・知的障害者の更生相談に応ずる事業

(キ) 第8号

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

(ク) 第11号

- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

(ケ) 第12号

- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第11号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

(コ) 第13号

- ・社会福祉法第2条第2項各号及び第3項第1号から第12号までの事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 法第42条第8号関係

老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホームの設置

2 留意事項

新たに1に掲げる事業を医療法人（(1)の①に掲げる事業（(ウ)を除く。）は社会医療法人に限る。）が行う場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）の変更が必要であること。

なお、定款等の変更に当たっては、老人福祉法又は社会福祉法その他個別法で定められた所定の手続については、定款等の変更の認可後に行うこと。ただし、これらの手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い定款等の変更の認可日が後れることはやむを得ないこと。

また、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条第1項の規定により、変更の登記が行われた際は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12の規定により変更の登記の届出が適切に行われるものであること。

(別 記)

○老人訪問看護事業を行う医療法人について

（平成4年3月31日指第29号）

○医療法人の付帯業務に係る軽費老人ホーム（ケアハウス）の設置及び運営について

（平成6年2月7日指第9号）

○訪問看護事業を行う医療法人について

（平成6年9月9日指第62号）

○介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について

（平成11年6月23日指第46号）

○介護保険法の施行に係る医療法人の附帯業務の取扱い等について

（平成11年7月15日事務連絡）

○医療法人の附帯業務の拡大について

（平成16年3月31日医政発第0331007号）

○医療法人の附帯業務の拡大について

（平成17年3月30日医政発第0330002号）

○医療法人の附帯業務の見直しについて

（平成18年3月31日医政発第0331001号）

○医療法人の附帯業務の見直しについて

（平成18年9月29日医政発第0929008号）

(別 表)

医療法人の附帯業務について

医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。（医療法第42条各号）

なお、附帯業務を委託すること、又は本来業務を行わず、附帯業務のみを行うことは医療法人の運営として不適当であること。

医療法第42条

第1号 医療関係者の養成又は再教育

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師その他医療関係者の養成所の経営。
- ・ 後継者等に学費を援助し大学(医学部)等で学ばせることは医療関係者の養成とはならないこと。
- ・ 医師、看護師等の再研修を行うこと。

第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置

- ・ 研究所の設置の目的が定款等に規定する医療法人の目的の範囲を逸脱するものではないこと。

第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設

- ・ 巡回診療所、医師又は歯科医師が常時勤務していない診療所（例えば、へき地診療所）等を経営すること。

第4号 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）

- ・ 附置される診療所については、
 - ① 診療所について、医療法第12条の規定による管理免除又は2か所管理の許可は原則として与えないこと。
 - ② 診療所と疾病予防運動施設の名称は、紛らわしくないよう、別のものを用いること。
 - ③ 既設の病院又は診療所と同一の敷地内又は隣接した敷地に疾病予防運動施設を設ける場合にあつては、当該病院又は診療所が疾病予防運動施設の利用者に対する適切な医学的管理を行うことにより、新たに診療所を設けなくともよいこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第5号 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）

- ・ 温泉とは温泉法（昭和23年法律125号）第2条第1項に規定するものであること。
- ・ 疾病予防のために温泉を利用させる施設と提携する医療機関は、施設の利用者の健康状態の把握、救急時等の医学的処置等を行うことのできる体制になければならないこと。

※「厚生労働大臣の定める基準」については、平成4年7月1日厚生省告示第186号を参照すること。

第6号 保健衛生に関する業務

- ・ 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。

- ① 薬局
- ② 施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法に規定するもの。）
- ③ 衛生検査所（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に規定するもの。）
- ④ 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法に規定するもの。）
- ⑤ ホームヘルパー養成研修事業（地方公共団体の指定を受けて実施するもの。）
- ⑥ 難病患者等居宅生活支援事業（地方公共団体の委託を受けて実施するもの。）
- ⑦ 病児・病後児保育事業（地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。）
- ⑧ 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービス（小規模多機能型居宅介護及び訪問看護の組合せに限る。）
又は障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター若しくは

は福祉ホームにおける事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第78条第3号又は第79条の規定による自家用有償旅客運送等

※ 介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性が求められ、保険給付の対象とはならず実費徴収の対象となる業務であること。例えば、「乗降介助」の際の移送事業部分の実費徴収、通所サービス等における遠隔地からの送迎費の実費徴収などについて、道路運送法の規定により許可を得て行う業務であること。

※ 道路運送法の許可を得ずに介護保険サービス又は障害福祉サービスの対象となる移送事業を行うことはできないこと。

※ いわゆる「介護タクシー」のように旅行や買い物といった介護保険サービス、障害福祉サービスとの関連性を有しない業務は当該有償移送行為に該当せず、医療法人の附帯業務ではないこと。

⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業、保健福祉事業、指定市町村事務受託法人の受託事務及び指定都道府県事務受託法人の受託事務のうち、別添において「保健衛生に関する業務」とするもの。

⑩ 助産所（改正法第2条に規定するもの。）

⑪ 歯科技工所（歯科技工士法に規定するもの。）

⑫ 福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令に規定するもの。）

⑬ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成23年法律第32号。）

第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の設置。ただし、都道府県知事の登録を受けたものに限る。

※1 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であって、医療法人が設置しているものについては、改正法の施行後も、その要件を継続して満たし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるも

のとすること。

- (1) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス
- (2) 居住者の安否を定期的に確認するサービス
- (3) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

※2 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第38号。以下「平成21年改正法」という。）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に平成21年改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であつて、医療法人が設置しているものについては、平成21年改正法附則第4条第1項の規定により登録の効力が失われた場合であっても、その要件を継続して満たし、上記（1）から（3）までに掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限り、当面の間、医療法人が設置することができるものとすること。

※3 ※1及び※2については、賃貸住宅の戸数を増やしてはならない。

⑭ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第5号に掲げる特定労働者派遣事業であつて、労働者派遣法第4条第1項第3号及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣で次に掲げるもの。

(1) 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に掲げる業務

ア 労働者派遣法第2条第6号に掲げる紹介予定派遣をする場合

イ 労働者派遣法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合

ウ 労働者派遣法施行令第2条第1項各号に規定する施設又は居宅以外の場所で行う場合

(2) 労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務

エ 派遣労働者の就業の場所が労働者派遣法施行令第2条第2項に規定するべき地にある場合

オ 派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認め

られるものとして労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第1条第1項各号に掲げる場所（へき地にあるものを除く。）である場合（ただし、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2第2項により、業として労働者派遣を行うことができる医療法人は、病院又は診療所を開設する医療法人に限る。）

⑮ 障害者自立支援法第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業（地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの。）

⑯ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センター

⑰ 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護事業

⑱ 学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（以下、「認可外保育施設」という。）において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業

※ 病院又は診療所によるものは、医療法人の本来業務に該当すること。

⑲ 認可外保育施設（児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業その他これに類する事業が行われる認可外保育施設を除く。）であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。

第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

※ 平成10年2月9日厚生省告示第15号及び本通知の別添を参照すること。

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項第2号の認定こども園（ただし、保育所型のみ。）の運営は、上記告示の第1項第2号ロに包括されること。

第8号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

留意事項

1. 役職員への金銭等の貸付は、附帯業務ではなく福利厚生として行うこと。この場合、全役職員を対象とした貸付に関する内部規定を設けること。
2. 第7号については、社会医療法人のみに認められるものがあること。
3. 定款等の変更認可申請とは別に、個別法で定められた所定の手続（許認可、届出等）を要する場合があること。この場合、個別法の手続の前に定款等の変更認可申請をする必要があるが、手続を並行して行う場合は、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることは、やむを得ないこと。

○社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置付け

・「医療法人」欄の説明・・・「○」は全医療法人が対象、「●」は社会医療法人のみが対象

・「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「告示」とは平成10年厚生省告示第15号、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法制度におけるサービス・事業等		医療法人	区 分	備 考
第一種社会福祉事業	生活保護法	救護施設					
		更生施設					
		生計困難者を無料又は定額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である宿所提供施設を除く。
		生計困難者に対する助葬			●	告示	
	児童福祉法	乳児院			●	告示	
		母子生活支援施設			●	告示	
		児童養護施設			●	告示	
		障害児入所施設			●	告示	※1. 児童福祉法上の指定を受けること。 ※2. 定款等の変更手続は、原則として都道府県の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可目が見られることはやむを得ないこと。
		情緒障害児短期治療施設			●	告示	
		児童自立支援施設			●	告示	
	老人福祉法	養護老人ホーム					
		特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス			
		軽費老人ホーム(注)			○	告示	(注)ケアハウスのみ可
	障害者自立支援法	障害者支援施設			●	告示	
	児童福祉法	婦人保護施設			●	告示	
		授産施設			●	告示	生活保護法上の保護施設である授産施設を除く。
		生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業			●	告示	都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業等であって、社会福祉法による手続を経た事業
		生計困難者に対する金銭等供与			○	告示	
		生計困難者に対する生活相談			○	告示	
	児童福祉法	障害児通所支援事業			○	告示	
		障害児相談支援事業			○	告示	
		児童自立生活援助事業			○	告示	
		放課後児童健全育成事業			○	告示	
		子育て短期支援事業			○	告示	
		乳児家庭全戸訪問事業			○	告示	
		養育支援訪問事業			○	告示	
		地域子育て支援拠点事業			○	告示	
		一時預かり事業			○	告示	
		小規模住居型児童養育事業			○	告示	
		助産施設			○	告示	
		保育所			○	告示	
		児童厚生施設			○	告示	
		児童家庭支援センター			○	告示	
		児童の福祉増進相談事業			○	告示	
	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業			○	告示	
		寡婦日常生活支援事業			○	告示	母子及び寡婦福祉法の母子家庭等日常生活支援事業を所管業務として行っている場合に限る。
		母子福祉施設			○	告示	

老人福祉法	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	○	告示	※3. それぞれ各サービスを行う事業所ごとに介護保険法上の事業者としての指定、又は、老人福祉法上の市町村からの委託が必要。 ※4. 事業者としての指定を受け、既に所管業務として定款に記載された事業所で、新たに同じ事業を実施する場合は定款等の変更は不要であること。 例 指定居宅サービス事業の指定を受けた事業所で新たに居宅サービス事業を行う場合（別の事業所の場合は、当該事業所における指定を受け、定款等の変更が必要。） ※5. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県における事業者の指定、又は市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、指定（委託）手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。
		地域密着型サービス事業	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	告示	
			夜間対応型訪問介護	○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護	○	告示	
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	○	告示	
		地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護	○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護			
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護			
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	○	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	○	告示	
	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	○	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	○	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	○	告示	
	複合型サービス福祉事業	地域密着型サービス事業	複合サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護）	○	告示	
	老人デイサービスセンター			○	告示	
	老人短期入所施設			○	告示	
	老人福祉センター			○	告示	
	老人介護支援センター			○	告示	
障害者自立支援法	障害福祉サービス事業			○	告示	※6. 障害福祉サービスの種類及び事業を行う事業所ごとに事業者としての指定が必要。定款等の変更手続は※2参照 ※7. 事業を行う事業所ごとに指定が必要。定款等の変更手続は※2参照
	一般相談支援事業			○	告示	
	特定相談支援事業			○	告示	
	移動支援事業			○	告示	
	地域活動支援センター			○	告示	
	福祉ホーム			○	告示	
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業			○	告示	
	手話通訳事業			○	告示	
	介助犬訓練事業			○	告示	
	聴導犬訓練事業			○	告示	
	身体障害者福祉センター			○	告示	
	補装具製作施設			○	告示	
	盲導犬訓練施設			○	告示	
	視聴覚障害者情報提供施設			○	告示	
	身体障害者の更生相談事業			○	告示	
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談事業			○	告示	
	生計困難者のための無料・低額簡易住宅貸付			○	告示	
	生計困難者のための無料・低額宿泊所等			○	告示	
	生計困難者のための無料・低額診療			○	本来	
	生計困難者のための無料・低額介護老人保健施設			○	本来	介護保険法上の介護老人保健施設
	隣保事業			○	告示	
	福祉サービス利用援助事業			○	告示	
	前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成			○	告示	

○介護保険法に基づく各事業の位置付け

※「区分」欄の説明・・・「本来」とは本来業務、「保健」とは保健衛生に関する業務、「空欄」は医療法人が行えないことを示す。

社会福祉法	各 法	事業名、施設名等	介護保険法		区 分	備 考			
社会福祉事業以外		居宅サービス事業		訪問入浴介護	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。			
				訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)					
				訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来				
				訪問リハビリテーション					
				居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健				
				居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)					
				通所リハビリテーション	本来				
				短期入所療養介護					
				特定施設入居者生活介護(注)	保健				
				福祉用具貸与	保健				
				特定福祉用具販売	保健				
		居宅介護支援事業			保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。			
		介護予防サービス事業		介護予防訪問入浴介護	保健				
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーションに限る。)					
				介護予防訪問看護(訪問看護ステーションを除く。)	本来				
				介護予防訪問リハビリテーション					
				介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションに限る。)	保健				
				介護予防居宅療養管理指導(訪問看護ステーションを除く。)					
				介護予防通所リハビリテーション	本来				
				介護予防短期入所療養介護					
				介護予防特定施設入居者生活介護(注)	保健				
				介護予防福祉用具貸与	保健				
				特定介護予防福祉用具販売					
		介護予防支援事業			保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。			
		地域密着型サービス事業			保健				
		地域支援事業(注)		地域密着型特定施設入居者生活介護(注)	保健	(注) 介護保険法上の該当施設の内、医療法上附帯業務として認められる施設に限る。			
				地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
				介護予防事業	保健	※8. 市町村から委託を受けて行う場合のみ可 (委託事業の実施に当たり、医療法人の非営利性に留意するとともに、条例及び委託契約書の内容に違反、抵触することがないこと。) ※9. 委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇市の委託を受けて行う〇〇事業(介護保険法にいう包括的支援事業)) ※10. 委託を受ける都道府県又は市町村及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇県(市)の委託を受けて行う〇〇事業) ※11. 定款等の変更手続は、原則として市町村の委託を受ける前に行うことが必要であるが、委託手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。			
				包括的支援事業			介護予防ケアマネジメント事業		
							総合相談支援事業		
							権利擁護事業		
							包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		
				介護予防・日常生活支援総合事業			予防サービス事業		
							生活支援サービス事業		
							ケアマネジメント事業		
				任意事業					
				保健福祉事業(注)			保健	※8、※9 と同じ扱い	
		施設サービス			介護保健施設サービス	本来			
			介護療養施設サービス						
		指定市町村事務受託法人の受託事務			保健	※10. 委託を受ける都道府県又は市町村及び具体的な事業名称を定款等に記載する必要があること(例:〇〇県(市)の委託を受けて行う〇〇事業) ※11. 定款等の変更認可申請手続は、原則として都道府県に於ける法人の指定を受ける前に行うことが必要であるが、指定手続と定款等の変更手続を並行して行う場合は、手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。なお、介護保険法で別に規定する指定委員会設置事業等が市町村の委託を受けて行う、委託及び指定決定の更新並びに、委託及び指定更新状況区分の変更の決定に係る場合は、その指定関係介護支援事業計画の更新に併随するものとする。			
		指定都道府県事務受託法人の受託事務							

○厚生労働省告示第百三三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一項第二号二中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に改める。

○厚生労働省告示第百七十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

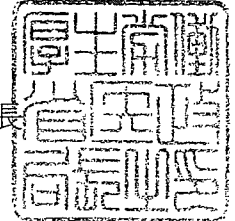
第一項第一号口中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児大所施設」に改め、同項第二号口中「児童福祉法に規定する」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、同号水中「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改め、同号子を次のように改める。

予 削除

医政発0330第27号
平成24年3月30日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



特別医療法人に係る経過措置の終了について

標記について、別添のとおり各都道府県知事及び各地方厚生（支）局長あてに通知を発出いたしましたので、御了知願います。



医政発0330第26号

平成24年3月30日

各都道府県知事
各地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省医政局長

特別医療法人に係る経過措置の終了について

特別医療法人については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）附則第8条の規定により、平成19年4月1日において特別医療法人であったものについて、引き続き収益業務の実施が可能である等の経過措置が講じられていたところであるが、平成24年3月31日をもって当該措置が終了することから、下記のとおり同日をもって既往通知の改正及び廃止をすることとした。

貴職におかれては、これらについて御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方をお願いします。

記

1 既往通知の改正

- 「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」
(昭和61年6月26日健政発第410号) (別添1)
- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」
(平成2年3月1日健政発第110号) (別添2)
- 「いわゆる「出資額限度法人」について」
(平成16年8月13日医政発第0813001号) (別添3)
- 「医療法人制度について」
(平成19年3月30日医政発第0330049号) (別添4)
- 「医療法人の基金について」
(平成19年3月30日医政発第0330051号) (別添5)
- 「社会医療法人の認定について」
(平成20年3月31日医政発第0331008号) (別添6)

2 既往通知の廃止

- 「特別医療法人について」
(平成10年7月6日健政発第802号)
- 「特別医療法人に係る定款変更等の申請について」
(平成10年7月6日指第39号)
- 「特定医療法人及び特別医療法人に関する定款等変更の取扱について」
(平成15年5月27日医政指発0527001号)

○「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日健政発第410号）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第一 医療法人制度に関する事項 1～4 （略） 5 医療法人の理事長 (1)～(2) （略） (3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。 ① 特定医療法人又は社会医療法人 ② （略） ③ <u>公益財団法人</u>日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人 (4)～(5) （略） 6～10 （略） 第二 都道府県医療審議会に関する事項 1～2 （略） 別添1～4 （略）	第一 医療法人制度に関する事項 1～4 （略） 5 医療法人の理事長 (1)～(2) （略） (3) 次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。 ① 特定医療法人又は社会医療法人<u>（平成24年3月31日まで特別医療法人を含む。）</u> ② （略） ③ <u>財団法人</u>日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人 (4)～(5) （略） 6～10 （略） 第二 都道府県医療審議会に関する事項 1～2 （略） 別添1～4 （略）

(別添2)

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
項 目	運営管理指導要綱	備 考	項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営			I 組織運営		
1 (略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)
2 役員 (1)～(3) (略) (4) 代表者 (理事長)	1～3 (略) 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 ① (略) ② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 イ 特定医療法人又は社会医療法人 ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人 ハ <u>公益財団法人</u> 日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人 ③ (略)	2 役員 (1)～(3) (略) (4) 代表者 (理事長)	1～3 (略) 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 ① (略) ② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 イ 特定医療法人又は社会医療法人(平成24年3月31日まで特別医療法人を含む。) ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人 ハ <u>財団法人</u> 日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人 ③ (略)
(5)～(6) (略) 3～5 (略) II～IV (略)	(略)	(略)	(5)～(6) (略) 3～5 (略) II～IV (略)	(略)	(略)

○「いわゆる「出資額限度法人」について」（平成16年8月13日医政発第0813001号）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前																
第一～第三 （略） 第四 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等 ① （略） ② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の39に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの（脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。）へ移行（後戻り）することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、<u>社会医療法人</u>又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。 第五～第六 （略） <u>別添1</u> （略） <u>別添2</u>	第一～第三 （略） 第四 「出資額限度法人」への移行に当たっての留意点等 ① （略） ② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の39に照らし、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」が社団医療法人で出資持分の定めのあるもの（脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権が及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。）へ移行（後戻り）することは、これを直接禁止した医療法その他関係法令上の規定は存在しないものの、<u>特別医療法人</u>又は特定医療法人をはじめとする持分の定めのない法人への移行という非営利性の確保のために期待される方向に照らし、適当でないこと。 第五～第六 （略） <u>別添1</u> （略） <u>別添2</u>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>出資額限度法人モデル定款</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療法人〇〇会定款</td><td></td></tr> <tr> <td>第1章 名称及び事務所</td><td></td></tr> <tr> <td>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</td><td><u>（削除）</u></td></tr> </tbody> </table>	出資額限度法人モデル定款	備 考	医療法人〇〇会定款		第1章 名称及び事務所		第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	<u>（削除）</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出資額限度法人モデル定款</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療法人〇〇会定款</td><td></td></tr> <tr> <td>第1章 名称及び事務所</td><td></td></tr> <tr> <td>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</td><td>・病院又は診療所を1</td></tr> </tbody> </table>	出資額限度法人モデル定款	備 考	医療法人〇〇会定款		第1章 名称及び事務所		第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	・病院又は診療所を1
出資額限度法人モデル定款	備 考																
医療法人〇〇会定款																	
第1章 名称及び事務所																	
第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	<u>（削除）</u>																
出資額限度法人モデル定款	備 考																
医療法人〇〇会定款																	
第1章 名称及び事務所																	
第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。	・病院又は診療所を1																

第2条 (略) 第2章 目的及び事業 第3条 (略) 第4条 本団体の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） 2 本団体が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）	(略) (略) ・本項には、<u>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 18 条第 3 項及び第 19 条第</u>	第2条 (略) 第2章 目的及び事業 第3条 (略) 第4条 本団体の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村） 2 本団体が○○市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）	<u>つだけ開設する場合は、医療法人○○病院、医療法人○○医院としても差し支えない。</u> (略) (略)
---	---	---	---

第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第3章 （略） 第4章 資産及び会計 第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1)・・・ (2)・・・ (3)・・・ 2 （略） 第11条～第16条 （略） 第5章 役員 第17条 本会社に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 (2) 監事 ○名	<u>5項において同じ。)</u> ・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う<u>附帯業務</u>掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 (略) ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・原則として、理事は3名以上置かなければならない。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合には1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2	第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第3章 （略） 第4章 資産及び会計 第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1)・・・ (2)・・・ (3)・・・ 2 （略） 第11条～第16条 （略） 第5章 役員 第17条 本会社に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 (2) 監事 ○名	・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づいて行う<u>業務</u>掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 (略) ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。<u>なお、本条は必ずしも設けなくてもよい。</u> ・原則として、理事は3名以上置かなければならない。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は1名又は2名でも差し支えない。（法第46条の2参
---	--	---	--

第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。 2 理事長は、理事の互選によって定める。 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	参照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合<u>でも</u>、社員は 3 名以上置くことが望ましい。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> ・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第 31 条において同じ。）を受けた場合は、<u>管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。</u>（法第 47 条参	第 18 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。 2 理事長は、理事の互選によって定める。 3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合は、社員は 3 名以上置くことが<u>必要</u>である。 ・<u>常務理事は必ずしも置かなくてもよい。</u> ・<u>法第 47 条参照。</u> ・2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所を管轄する地方厚生局長の認可とする。（以下、<u>第 32 条</u>において同じ。）
--	--	--	---

し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項 第7章 （略） 第8章 合併及び解散 第32条～第33条 （略）	・総社員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。 (削除)	し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 第24条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 収支予算及び決算の決定 (5) 剰余金又は損失金の処理 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社の解散 (9) 他の医療法人との合併契約の締結 (10) その他重要な事項 第7章 （略） 第8章 合併及び解散 第32条～第33条 （略）	・第3号及び第6号は必ずしもいれなくともよい。
--	--	--	--------------------------------

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、
払込済出資額を限度として分配するものと
し、当該払込済出資額を控除してなお残余が
あるときは、社員総会の議決により、〇〇県
知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若し
くは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和
32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定
医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第
205 号）第 42 条の 2 に定める社会医療法人に
当該残余の額を帰属させるものとする。

第 35 条 （略）

第 9 章 （略）

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとす
る。

理 事 長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 4 項参
照。

第 34 条 本団が解散した場合の残余財産は、
払込済出資額を限度として分配するものと
し、当該払込済出資額を控除してなお残余が
あるときは、社員総会の議決により、〇〇県
知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若し
くは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和
32 年法律第 26 号）第 67 条の 2 に定める特定
医療法人若しくは医療法（昭和 23 年法律第
205 号）第 42 条第 2 項に定める特別医療法人
に当該残余の額を帰属させるものとする。

第 35 条 （略）

第 9 章 （略）

附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとす
る。

理 事 長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監 事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・法第 44 条第 3 項参
照。

別添 3 ～ 別添 4 （略）

別添 3 ～ 別添 4 （略）

○「医療法人制度について」(平成19年3月30日医政発第0330049号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
第1 改正の内容 1～3 (略) 4 医療法人の管理体制の見直しについて (1) (略) (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類(以下「事業報告書等」という。)の作成、都道府県知事(法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあつては地方厚生局長への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。 (3) (略) 5～8 (略) 第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について 1 (略) ①～② (略) 2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。 ③～④ (略) ⑤ (削除) ⑥ (削除) ⑦～⑧ (略) 第3～4 (略)	第1 改正の内容 1～3 (略) 4 医療法人の管理体制の見直しについて (1) (略) (2) 法第51条から第52条までの規定は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び規則第33条に規定する書類(以下「事業報告書等」という。)の作成、都道府県知事(法第68条の2及び規則第43条の3の規定により2以上の都道府県の区域において病院等を開設する医療法人にあつては地方厚生局長(ただし、改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人については、厚生労働大臣。))。以下同じ。)への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものであること。 (3) (略) 5～8 (略) 第2 医療法人の定款例及び寄附行為例について 1 (略) ①～② (略) 2 1以外の医療法人で、定款又は寄附行為の変更につき法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を、次のとおり示すこととしたこと。 ③～④ (略) ⑤ <u>特別医療法人の定款例－1及び2(平成10年健政発第802号)の一部改正</u> 別添5 ⑥ <u>特別医療法人の寄附行為例－1及び2(平成10年健政発第802号)の一部改正</u> 別添6 ⑦～⑧ (略) 第3～4 (略)

別添 1

社団医療法人の定款例	備 考
第 1 章～第 4 章 (略)	(略)
第 5 章 役員	
第 17 条 (略)	(略)
第 18 条 (略)	
2 (略)	
3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第 31 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 47 条参照）
4～5 (略)	(略)
第 19 条～第 20 条 (略)	(略)
第 6 章 会議	

別添 1

社団医療法人の定款例	備 考
第 1 章～第 4 章 (略)	(略)
第 5 章 役員	
第 17 条 (略)	(略)
第 18 条 (略)	
2 (略)	
3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。	・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第 31 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第 47 条参照）
4～5 (略)	(略)
第 19 条～第 20 条 (略)	(略)
第 6 章 会議	

第 21 条～第 24 条 （略） 第 25 条 （略） 2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 （略） 第 26 条～第 30 条 （略） 第 7 章～第 9 章 （略）	（略）	第 21 条～第 24 条 （略） 第 25 条 （略） 2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 （略） 第 26 条～第 30 条 （略） 第 7 章～第 9 章 （略）	（略）
---	-----	---	-----

別添 2

財団医療法人の寄附行為例	備 考	財団医療法人の寄附行為例	備 考
第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 役員及び評議員 第 14 条 （略） 第 15 条 （略） 2 （略） 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えない。	（略） （略） ・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第 29 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病	第 1 章～第 3 章 （略） 第 4 章 役員及び評議員 第 14 条 （略） 第 15 条 （略） 2 （略） 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えない。	（略） （略） ・病院、診療所又は介護老人保健施設を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可（以下、第 29 条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院

4～5 (略) 第16条～第18条 (略) 第5章～第8章 (略)	院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照) (略)
---	---

別添3	
定款作成上の注意 この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。 1～3 (略)	

〔改正後〕 社団医療法人の定款例	〔改正前〕出資額限度法人モデル定款 (平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)	〔改正前〕社団医療法人モデル定款 (昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知)
(略)	医療法人〇〇会定款 第1章～第6章 (略) 第7章 定款の変更及び解散 第32条～第33条 (略) 第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、 <u>払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控</u>	(略)

4～5 (略) 第16条～第18条 (略) 第5章～第8章 (略)	等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。(法第47条参照) (略)
---	--

別添3	
定款作成上の注意 この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の定款変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。 1～3 (略)	

〔改正後〕 社団医療法人の定款例	〔改正前〕出資額限度法人モデル定款 (平成16年医政発第0813001号厚生労働省医政局長通知)	〔改正前〕社団医療法人モデル定款 (昭和61年健政発第410号厚生省健康政策局長通知)
(略)	医療法人〇〇会定款 第1章～第6章 (略) 第7章 定款の変更及び解散 第32条～第33条 (略) 第34条 本社団が解散した場合の残余財産は、 <u>払込済出資額を限度として分配するものとし、当該払込済出資額を控</u>	(略)

	<u>除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2に定める社会医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。</u> 第8章 （略）	
別添4	寄附行為作成上の注意 この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。 1～3 （略） （略） <u>（削除）</u>	別添4
	<u>除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第42条第2項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。</u> 第8章 （略）	
	定款作成上の注意 <u>この定款例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行日前に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第42条第2項に規定する特別医療法人及び租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人を除く。）の寄附行為変更につき医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。</u>	別添5

規定により、施行日から1年以内に医療法第50条第1項の認可の申請又は第3項の届出が必要となる部分を示したものである。

ただし、第4条第2項並びに第13条第2項及び第6項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要があること。

<u>〔改正後〕特別医療法人 の定款例－1及び2</u>	<u>〔改正前〕特別医療法人 の定款例－1 （平成10年健政発第802 号厚生省健康政策局長通 知）</u>	<u>〔改正前〕特別医療法人 の定款例－2 （平成10年健政発第802 号厚生省健康政策局長通 知）</u>
<u>医療法人〇〇会定款</u>	<u>医療法人〇〇会定款</u>	<u>医療法人〇〇会定款</u>
<u>第2章 目的及び事業</u>	<u>第2章 目的及び事業</u>	<u>第2章 目的及び事業</u>
<u>第4条 本社の開設す る病院（診療所、介護 老人保健施設）の名称 及び開設場所は、次の とおりとする。</u>	<u>第4条 本社の開設す る病院及び診療所（並 びに介護老人保健施 設）の名称及び開設場 所は、次のとおりとす る。</u>	<u>第4条 本社の開設す る病院及び診療所（並 びに介護老人保健施 設）の名称及び開設場 所は、次のとおりとす る。</u>
<u>（1）〇〇病院 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</u>	<u>（1）〇〇病院 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</u>	<u>（1）〇〇病院 〇〇県 〇〇郡(市)〇〇町(村)</u>
<u>（2）〇〇診療所 〇〇 県〇〇郡(市)〇〇町(村)</u>	<u>（2）〇〇診療所 〇〇 県〇〇郡(市)〇〇町(村)</u>	<u>（2）〇〇診療所 〇〇 県〇〇郡(市)〇〇町(村)</u>
<u>（3）〇〇園 〇〇県〇 〇郡(市)〇〇町(村)</u>	<u>（3）〇〇園 〇〇県〇 〇郡(市)〇〇町(村)</u>	<u>（3）〇〇園 〇〇県〇 〇郡(市)〇〇町(村)</u>
<u>2 本会社が〇〇市 （町、村）から指定管 理者として指定を受け</u>		

	<u>て管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</u> <u>(1) ○○病院 ○○県</u> <u>○○郡(市)○○町(村)</u> <u>(2) ○○診療所 ○○</u> <u>県○○郡(市)○○町(村)</u> <u>(3) ○○園 ○○県○</u> <u>○郡(市)○○町(村)</u> 第4章 役員 第 13 条 <u>理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</u> 2 <u>本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</u> <u>3～5（略）</u> 6 <u>監事には、この法人の理事（これら親族そ</u>	第4章 役員 第 13 条 <u>理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</u> 2 <u>本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</u> <u>3～5（略）</u> 6 <u>監事には、この法人の理事（これら親族そ</u>	第4章 役員 第 13 条 <u>理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。</u> 2 <u>本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</u> <u>3～5（略）</u> 6 <u>監事には、この法人の理事（これら親族そ</u>
--	--	---	---

	<u>の他特殊の関係のある者を含む。)及び職員(本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)</u>が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 <u>第14条(略)</u> <u>2～4(略)</u> 5 監事は、次の職務を行う。 (1) <u>本社の業務を監査すること。</u> (2) <u>本社の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号</u>	<u>の他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</u> <u>第14条(略)</u> <u>2～4(略)</u> 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。	<u>の他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</u> <u>第14条(略)</u> <u>2～4(略)</u> 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
--	--	---	---

		<u>による監査の結果、</u> <u>本社の業務又は財</u> <u>産に関し不正の行為</u> <u>又は法令若しくはこ</u> <u>の定款に違反する重</u> <u>大な事実があること</u> <u>を発見したときは、</u> <u>これを〇〇県知事</u> <u>(厚生労働大臣) 又</u> <u>は社員総会に報告す</u> <u>ること。</u> <u>(5) 第4号の報告をす</u> <u>るために必要がある</u> <u>ときは、社員総会を</u> <u>招集すること。</u> <u>(6) 本社の業務又は</u> <u>財産の状況につい</u> <u>て、理事に対して意</u> <u>見を述べること。</u> 第6章 会議 第22条 会議は、理事 長がこれを招集する。 2 理事長は、総社員の 5分の1以上の社員か ら会議に付議すべき事 項を示して臨時総会の 招集を請求された場合 には、その請求のあっ た日から20日以内	第6章 会議 第22条 会議は、理事 長がこれを招集する。	第6章 会議 第22条 会議は、理事 長がこれを招集する。
--	--	---	--	--

		に、これを招集しなければならない。 3 理事会及び評議員会を構成する理事（現数）又は評議員（現数）の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 第7章 資産及び会計 第38条 本社の（事業報告及び）決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。	2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 第7章 資産及び会計 第38条 本社の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。	2 その会議を構成する社員現数若しくは理事現数又は評議員現数の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 第7章 資産及び会計 第38条 本社の事業報告及び決算については理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第23条から第25条及び第28条の手続きを経て、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大
--	--	--	--	--

	2 <u>本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> 3 <u>本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第9章 雑則 第44条 <u>本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。</u> 附 則 <u>本社設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。</u> 理 事 長 〇〇 〇〇 常務理事 〇〇 〇〇	<u>い。</u> 第9章 雑則 第44条 <u>本社の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。</u> 附 則 <u>本社設立当初の役員は、次のとおりとする。</u> 理 事 長 〇〇 〇〇 常務理事 〇〇 〇〇	<u>臣）に届け出なければならない。</u> 第9章 雑則 第44条 <u>本社の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。</u> 附 則 <u>本社設立当初の役員は、次のとおりとする。</u> 理 事 長 〇〇 〇〇 常務理事 〇〇 〇〇
--	--	--	---

(削除)

同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇
理 事	〇〇 〇〇	理 事	〇〇 〇〇	理 事	〇〇 〇〇
同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇
同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇
同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇
監 事	〇〇 〇〇	監 事	〇〇 〇〇	監 事	〇〇 〇〇
同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇
評 議 員	〇〇 〇〇	評 議 員	〇〇 〇〇	評 議 員	〇〇 〇〇
同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇
同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇	同	〇〇 〇〇

別添 6

<u>寄附行為作成上の注意</u> この寄附行為例は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）の施行日に設立された医療法人（改正法の施行の際現に改正前の医療法第 4 2 条第 2 項に規定する特別医療法人に限る。）の寄附行為変更につき、改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、施行日から 1 年以内に医療法第 5 0 条第 1 項の認可の申請又は第 3 項の届出が必要となる部分を示したものである。 ただし、第 4 条第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 8 項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院（診療所、介護老人保健施設）がない場合、規定する必要がないこと。
--

<u>〔改正後〕特別医療法人 の寄附行為例－ 1 及び 2</u>	<u>〔改正前〕特別医療法人 の寄附行為例－ 1</u> <u>（平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通 知）</u>	<u>〔改正前〕特別医療法人 の寄附行為例－ 2</u> <u>（平成 10 年健政発第 802 号厚生省健康政策局長通 知）</u>
医療法人〇〇会寄附行為	医療法人〇〇会寄附行為	医療法人〇〇会寄附行為

		第2章 目的及び事業 第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○ 県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○ ○郡(市)○○町(村) 2 本財団が○○市 (町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○ 県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○ ○郡(市)○○町(村) 第3章 役員	第2章 目的及び事業 第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○ 県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○ ○郡(市)○○町(村) 第3章 役員	第2章 目的及び事業 第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) ○○病院 ○○県 ○○郡(市)○○町(村) (2) ○○診療所 ○○ 県○○郡(市)○○町(村) (3) ○○園 ○○県○ ○郡(市)○○町(村) 第3章 役員
--	--	--	--	--

		<u>第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</u> <u>2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</u> <u>3～6（略）</u> <u>7 監事は、次の職務を行う。</u> <u>(1) 本財団の業務を監査すること。</u> <u>(2) 本財団の財産の状況を監査すること。</u> <u>(3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。</u> <u>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、</u>	<u>第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</u> <u>2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</u> <u>3～6（略）</u> <u>7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</u>	<u>第9条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</u> <u>2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けた場合はこの限りでない。</u> <u>3～6（略）</u> <u>7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。</u>
--	--	---	--	--

		<u>本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（厚生労働大臣）又は評議員会に報告すること。</u> <u>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</u> <u>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u>		
	<u>8 監事には、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）が含まれてはならない。また、各監事</u>	<u>8 監事には、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</u>	<u>8 監事には、この法人の理事（これらの親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。</u>	

	は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。 第5章 会議 第17条 会議は、理事長がこれを招集する。 (本条に、各会議の定員数を定めてもよい。) 2 理事会を構成する理事(現在数)の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。 4 (略) 第6章 資産及び会計	第5章 会議 第17条 会議は、理事長がこれを招集する。 2 その会議を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 3 (略) 第6章 資産及び会計	第5章 会議 第17条 会議は、理事長がこれを招集する。 本条に、各会議の定員数を定めてもよい。 2 その会議を構成する理事現在数又は評議員現在数の3分の1以上から連名をもつて会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 3 (略) 第6章 資産及び会計
--	---	--	--

		<u>第 32 条 本財団の（事業報告及び）決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</u> <u>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> <u>3 本財団は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第 8 章 雑則	<u>第 32 条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第 8 章 雑則	<u>第 32 条 本財団の事業報告及び決算については、理事長が作成し、監事の監査を経た上で、第 19 条及び第 22 条の手続きを経て、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（厚生労働大臣）に届け出なければならない。</u> 第 8 章 雑則
--	--	---	---	--

別添7～14 (略)

第 38 条 本財団の公告
は、官報（及び〇〇新
聞）によって行う。

附 則

本財団設立当初の役員及
び評議員は、次のとおり
とする。

理 事 長 〇〇 〇〇
常務理事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
理 事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
監 事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
評 議 員 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇

第 38 条 本財団の公告
は、〇〇新聞（官報）
によって行う。

附 則

本財団設立当初の役員
は、次のとおりとする。

理 事 長 〇〇 〇〇
常務理事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
理 事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
監 事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
評 議 員 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇

第 38 条 本財団の公告
は、〇〇新聞（官報）
によって行う。

附 則

本財団設立当初の役員
は、次のとおりとする。

理 事 長 〇〇 〇〇
常務理事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
理 事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
監 事 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
評 議 員 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇
同 〇〇 〇〇

別添7～14 (略)

○「医療法人の基金について」（平成19年3月30日医政発第0330051号）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
第1 基金制度の趣旨 (1) 「基金」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の37及び第30条の38の規定により社団である医療法人で持分の定めのないもの（<u>医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）を除く。第2の2から4まで（3の(1)の①を除く。）及び6の①において社団である医療法人の成立前にあつては設立時社員。以下「社団医療法人」という。）に拠出された金銭その他の財産であつて、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であること。</u> (2) (略) 第2～第4 (略)	第1 基金制度の趣旨 (1) 「基金」とは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の37及び第30条の38の規定により社団である医療法人で持分の定めのないもの（<u>医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する社会医療法人及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第8条に規定する旧特別医療法人並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）を除く。第2の2から4まで（3の(1)の①を除く。）及び6の①において社団である医療法人の成立前にあつては設立時社員。以下「社団医療法人」という。）に拠出された金銭その他の財産であつて、当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度であること。</u> (2) (略) 第2～第4 (略)

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
第 2 章 目的及び事業	
第 3 章 基金 (略)	・ <u>特定医療法人又は社会医療法人</u> は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。
第 4 章 社員 (略)	(略)
附 則 (略)	

別添

基金制度を採用する場合は、社団医療法人の定款例（「医療法人制度について」（平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330049 号厚生労働省医政局長通知別添 1））に、次のように「基金」の章を追加すること。

社団医療法人（基金拠出型）の定款例	備 考
第 2 章 目的及び事業	
第 3 章 基金 (略)	・ <u>特定医療法人又は社会医療法人若しくは特別医療法人</u> は、基金制度を利用することができないため、基金拠出型法人から当該医療法人に移行する場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要である。
第 4 章 社員 (略)	(略)
附 則 (略)	

○「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
第1 (略) 第2 社会医療法人の認定要件 1～5 (略) 6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係) (1) (略) (2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の2第1項第2号関係) ① 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額(損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超えること。 なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。	第1～2 (略) 第2 社会医療法人の認定要件 1～5 (略) 6 公的な運営に関する要件について(法第42条の2第1項第6号関係) (1) (略) (2) 医療法人の事業について(規則第30条の35の2第1項第2号関係) ① 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)及び助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額(損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。)の100分の80を超えること。 なお、健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

イ (略)

ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

ハ～ヘ (略)

ト 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

チ～ヌ (略)

②～③ (略)

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～5 (略)

6 その他

(1)～(3) (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

ただし、収益業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であつて、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷

イ (略)

ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査

ハ～ヘ (略)

ト 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

チ～ヌ (略)

②～③ (略)

7～8 (略)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1～5 (略)

6 その他

(1)～(3) (略)

(4) 附帯業務及び収益業務の実施について

定款又は寄附行為に定めのない業務を行うことは法令に違反する事実となるため、新たに法第42条各号に掲げる業務及び同法第42条の2第1項に規定する収益業務を行うに場合にあつては、定款又は寄附行為の変更等の手続きに遺漏がないよう留意するものであること。

地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

- ② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

- ③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあっては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

(5) ～ (7) (略)

別添1～別添2-2 (略)

添付書類～添付書類6 (略)

添付書類7

1～2 (略)

- 3 健康診査に係る収入の明細 (規則第30条の35の2第1項第2号イ)

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		

(5) ～ (7) (略)

別添1～別添2-2 (略)

添付書類～添付書類6 (略)

添付書類7

1～2 (略)

- 3 健康診査に係る収入の明細 (規則第30条の35の2第1項第2号イ)

健康保険法	円	学校保健法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		

私立学校教職員 共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る 収入合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)

- ③が⑩と一致すること。

別添3～別添6 (略)

私立学校教職員 共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る 収入合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)

- ③が⑩と一致すること。

別添3～別添6 (略)